

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

計画名称	我孫子市復興交付金事業計画
計画主体	我孫子市・千葉県
計画期間	平成 24 年度～平成 27 年度
計画に係る事業数	5 (市実施事業 4、県実施事業 1)
計画に係る事業費の総額	市：667,485 千円 (国費：481,909 千円) 県：25,008 千円 (国費：19,381 千円)

東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況

(被災状況)

震度 5 弱を記録した東日本大震災により、我孫子市では、重傷以上の人的被害はなかったが、激しい揺れや地盤の液状化によって大きな被害を受けた。

特に、市域東端の布佐東部地区約 12.5 ヘクタールの区域では、地盤の液状化により、公共施設や住宅に大きな被害が発生した。



■布佐東部地区の家屋被害状況（単位：棟）

種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害合計
住家	110 (82%)	1 (20%)	17 (18%)	70 (2.1%)	198 (5.6%)
空家・店舗等	9	0	3	13	25
被害全体	119	1	20	83	223

※（ ）内は市域全体に対する割合

■＜参考：市内全域＞

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害合計
134	5	96	3311	3546

※非住家（空家、店舗等）の被害 73 件除く

（布佐東部地区における主な復旧・復興の経緯）

液状化によって被害を受けた布佐東部地区における早期の復旧・復興に向けて、下表のとおり事業等を行い、平成 27 年度に現地での復興事業を完了した。

＜平成 23 年＞

3 月 11 日	14 時 46 分	東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生
	15 時 15 分	茨城県沖を震源とするマグニチュード 7.4 の地震が発生
	15 時 55 分	東北地方太平洋沖地震対策本部を設置する。（市内 11 か所に順次避難所を開設）
12 日	近隣センターふさの風に布佐地域対策支部を開設する。 瓦礫等の受け入れを開始する。 建物の応急危険度判定に着手する。（～3 月 25 日）	
16 日	布佐地区臨時相談所を都集会所内に設置する。	
20 日	災害救助法の適用が決定される。	
24 日	国道 356 号都地先通行止めが解除される。 布佐地区避難所を閉鎖する。	
4 月 11 日	布佐地区被災者説明会を開催する。（り災証明、支援制度） ※説明会は、第 12 回（平成 26 年 11 月 23 日）まで開催	
14 日	都市部内に「布佐東部地区復旧対策室」を組織する。	
18 日	県道千葉竜ヶ崎線都地先通行止めが解除される。	
6 月 3 日	第 1 回我孫子市東日本大震災復旧対策本部会議を開催する。（以降 18 回まで開催）	
7 月 1 日	組織名称を「布佐東部地区復興対策室」に変更する。 本部会議名称を「我孫子市東日本大震災復興対策本部会議」に変更する。	

4日	被害集中地区内に布佐東部地区復興対策室現地事務所（都 10-1）を開設する。
8月16日	我孫子市東日本大震災復旧・復興対策方針を決定する。
10月10日	東日本大震災布佐東部地区被災者の会が組織され、第1回全体会議が開催される。
18日	復興通信第1号を発行する。（以降、32号まで発行済み、継続中）
12月14日	現地事務所において、保健師による健康出張相談会を開催する。（平成24年3月まで毎週水曜日実施）
26日	東日本大震災復興特別区域法が施行される。（我孫子市を含む11道県222市町村が対象）

<平成24年>

1月6日	復興特別区域基本方針が閣議決定される。東日本大震災復興交付金制度要綱が決定される。
16日	東日本大震災復興交付金交付要綱が決定（18日公表）
4月4日	復興交付金事業計画第2回提出期限において、平成24年度事業に係る事業計画を提出する。
19日	「我孫子市復興計画」を決定する。
5月25日	復興交付金配分額（第2回申請分）が通知される。（平成24年度交付額：173,363千円） ※最終的な交付金総額は約600,000千円
7月24日	高校生ボランティアによる解体予定家屋内の片付けが始まる。（8月28日まで）
9月29日	被災した家屋の解体に着手する。（復興交付金を活用して、最終的に50棟53戸を解体）
12月3日	我孫子市液状化対策検討委員会第1回を組織し、第1回会議を開催する。

<平成25年>

6月2日	地域で活躍する団体の代表による「布佐東部地区復興会議」を開催する。 （6回開催、最終：平成27年11月19日）
10月16日	台風26号により被災区域を含む布佐地区で浸水被害が発生する。

<平成26年>

4月14日	一体的な液状化対策実施に向け、地下水位低下工法実証実験の揚水試験を開始する。（～6/18）
5月28日	小規模改良住宅B棟の入居が可能となる。
8月10日	小規模改良住宅全戸の入居が完了する。（一時避難者が全て解消される。）
11月23日	住民説明会を開催し、市街地液状化対策事業実施見送りを決定する。

<平成27年>

6月1日	個人が実施する液状化対策工事に対する「我孫子市液状化対策工事補助金」の受付を開始する。（上限50万円）
------	---

<平成28年>

1月14日	境界被害のあった区域の登記簿等の訂正が完了する。(震災により混乱した地籍の復旧作業が完了する。)
3月27日	ふさ復興会館の開館式を実施する。
31日	布佐東部地区復興対策室現地事務所を閉鎖する。

復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要

- ①小規模住宅地区改良事業（事業費：595,496千円、国費：427,115千円）
 - ・液状化被害によって住むことが困難となった家屋について、地域の安全性の確保や住環境の整備の観点から除却工事を実施した。(除却戸数：53戸)
 - ・自力での生活再建が難しい被災者を対象とした市営住宅(改良住宅)5棟11戸を整備し、平成26年8月に全戸入居が完了した。
 - ・利根川堤防への安全な避難経路を確保するため歩行者自転車道路を整備した。

- ②我孫子市市街地液状化対策事業（事業費：71,990千円、国費：54,794千円）
 - ・液状化による被害が大きかったことから、再度災害時の液状化被害を抑制するため、市街地液状化対策事業計画を策定した。事業計画に基づく液状化対策事業の実施は住民からの同意を得ることができず平成26年11月に事業実施は断念した。
 - ・事業実施にあたり、震災によって消失した境界杭の埋設を行った。
 - ・再度災害時における給水や救援活動の場としてオープンスペース整備を行った。

- ③道路事業（県実施）（事業費：25,008千円、国費19,381千円）
 - ・液状化により被害が集中した地区と周辺市街地を接続する幹線道路について、地域住民の日常生活の安全性の向上と住環境の向上を目的に、歩道の拡幅整備を行った。

復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

○復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性、経済性

液状化被害によって区域外に流出した被災者や、自力での生活再建が難しい被災者の被災家屋が区域内に残り安全性や治安などに問題があったことから、市が被災家屋の除却を行い、市営住宅や公共施設を整備したことで被災区域における震災からの復興を促進することができた。

液状化対策事業については液状化対策委員会を設置して、被災区域における液状化

の原因を検証し、有用な液状化対策事業を精査して、住民説明会などを通して丁寧に地域住民に対して液状化対策事業の必要性や対策を説明したことで、地域の防災意識を高めることができた。

また、事業計画策定で得た知識等を活用して、市独自の液状化対策工事に対する補助金制度を創設して実施することができた。

これらのことから、復興に向けて事業を実施した効果は高かったと考えられる。

○復興交付金事業計画の実施にあたり、県又は市町村において改善が可能であった点特になし。

○総合評価

液状化により被害を受けた当区域においては、被災者の速やかな生活再建と防災性の向上も含めた地域の再生が急務であった。

そのため、液状化によって被害を受けた家屋の除却を行い、跡地に市営住宅を整備して、自力での生活再建が難しい被災者の住環境を整備したことや、歩行者自転車道路などの公共施設を整備することで、安全な避難路を確保し、地域の防災性を強化したことは十分成果があったものとする。

また、液状化対策事業の実施は断念することとなったが、液状化対策検討委員会で得た液状化の原因や有効な液状化対策などの知識を、住民説明会や啓発掲示板を通して、被災区域の住民に周知することで、地域の防災意識を高めるとともに、後世に対しても液状化対策の必要性を啓発できる環境を整備したことは評価できる。

評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

東日本大震災からの復旧・復興方針の決定を行ってきた「我孫子市東日本大震災復興対策本部」における「幹事会」を開催し、市の関係所管課及び県の担当課が出席して本事業の個別的、総合的評価を合議制により実施した。

また、市及び県のウェブサイトにて事業評価に関するパブリックコメントを実施することで、広く市民・住民の意見を聴取し、評価に関する透明性、客観性、公正性を図った。(パブリックコメントによる意見なし。)

担当部局

企画財政部 企画課 電話番号 04-7185-1426